

河川分科会
検討状況等報告

社会資本整備審議会河川分科会における審議について

諮問

「新しい時代における安全で美しい国土づくりのための治水政策のあり方」

審議経過

- 平成14年4月4日(木) 第4回河川分科会
- ・諮問について
 - ・最近の河川行政について
- 平成14年5月21日(火) 第5回河川分科会
- ・最近の治水事業の取り組みについて
 - ・総合治水対策の現状と課題について
- 平成14年6月6日(木) 第6回河川分科会
- ・最近の河川環境施策等について
- 平成14年7月11日(木) 第7回河川分科会
- ・中間取りまとめ(案)について
- 平成14年8月13日(火)～9月17日(火)
- 中間取りまとめに対するP I
- ・意見受付方法：郵送、FAX、E-mail
- 平成14年10月3日(木) 第8回河川分科会
- ・中間取りまとめに対する主な意見について

今後の予定

- 平成15年2月4日(火) 第9回河川分科会
- ・最終答申(案)について

河川分科会中間とりまとめ模式図

～新しい時代における安全で美しい国土づくりのための治水政策のあり方について～

はじめに

(1) 従来の治水政策の効果と課題

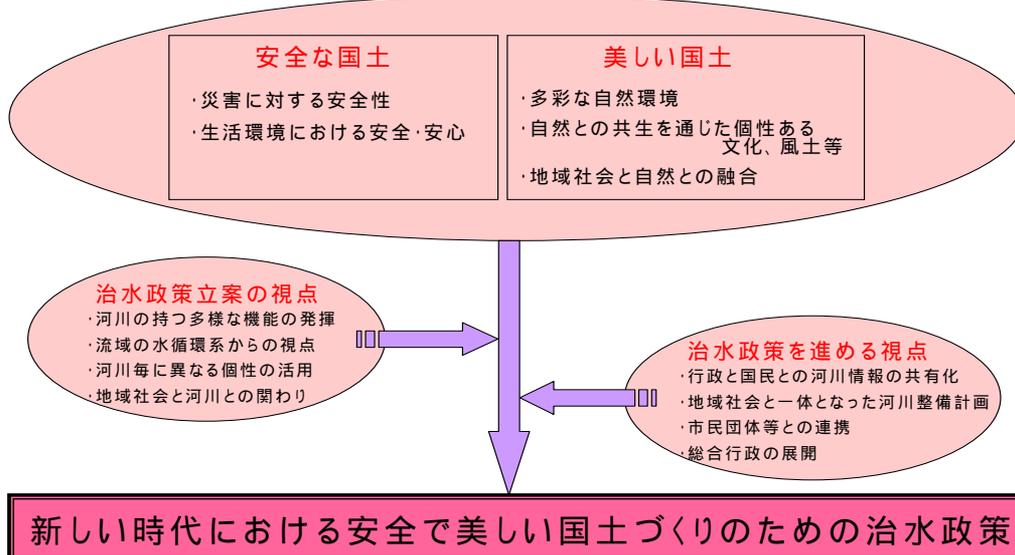
水害・土砂災害	水利用	河川環境
<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫区域に集中する人口、資産 ・台風、集中豪雨の多い気象条件 	<ul style="list-style-type: none"> ・水資源に恵まれない国土条件 ・高度成長に伴う水需要の増大 	<ul style="list-style-type: none"> ・四季を通じた豊かな自然環境 ・自然の恵みを通じた地域社会と河川との関係
<ul style="list-style-type: none"> ・効率的な洪水処理による実施 ・重点的な施策の展開 <ul style="list-style-type: none"> ・総合治水対策 ・激特事業、床上対策事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・水資源開発施設の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・多目的ダムの整備 ・流況調整河川の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に対する国民ニーズへの対応 <ul style="list-style-type: none"> ・河川敷空間の整備 ・河川環境管理基本計画の策定 ・多自然型川づくり、水質浄化対策等の実施
<p>死者行方不明者数、被害面積の減少 中小規模の洪水への対処 × 一般被害の増大</p>	<p>水資源量の一定の確保 地盤沈下の抑制 × 変化の乏しい河川の流況変動</p>	<p>水辺空間の整備 水質改善の一定の効果 × 河川と地域社会との関わりの希薄化</p>

(2) 新たな時代の要請と治水政策上の課題

自然条件	社会条件	国民意識
<ul style="list-style-type: none"> ・地球規模の気候変動 ・都市のヒートアイランド現象 ・少雨化傾向 	<ul style="list-style-type: none"> ・少子高齢化社会の到来 ・都市への人口、資産の集中 ・地下空間利用の増加 ・情報化時代 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境への関心の増加 ・市民活動の活発化 ・防災意識の向上 ・行政手続きの透明性、客観性の向上

新しい時代における安全で美しい国土づくりのための治水政策のあり方についての基本的考え方

国土とは：単に空間としての土地のみをさすのではなく、そこで人間や他の動植物が生きる場所であり、その営みまで含んだ複合体



治水政策とは：治水、利水、環境に関わるハード・ソフト一体となった総合的な施策

安全で安心できる国土づくり

(1) 流域・氾濫域での対応を含む 効果的な治水対策の実施

- ・総合的な治水対策の枠組みの検討
- ・都市計画、下水道、公園等との連携の強化
- ・下水道ポンプとの運転調整
- ・既存調節池の位置付けの明確化
- ・豪雨時の森林からの流木への対応
- ・非拡散型氾濫域での輪中堤等の対策の実施
- ・土地利用のあり方の検討
- ・流域の個性に応じた治水対策の選択

(2) 治水事業の一層の効率化

- ・事業箇所の一層の重点化
- ・既存治水施設の有効活用
- ・コスト縮減

(3) 被害最小化のためのソフト対策

- ・わかりやすい防災情報、渇水情報の提供
- ・ハザードマップ作成と周知の支援
- ・水害リスク情報の公表
- ・地下空間での浸水対策の推進
- ・防災関係機関、利水者との連携
- ・土砂災害危険箇所増加抑制

(4) 安心できる生活環境

- ・安全な水の確保
- ・災害弱者への対応

(5) 地球規模の気候変動への対応

- ・利水安全度低下への対応

(6) 危機管理施策の推進

- ・高規格堤防整備、異常渇水対策、
火山砂防対策

美しい国土づくり

(1) 自然再生への取り組み

- ・河川の持つ良好な自然環境の保全・再生
- ・アダプティブマネジメント手法の採用
- ・専門家、市民団体等との連携

(2) 水環境の改善を通じた 川らしさの確保

- ・正常流量の確保と減水区間の解消
- ・河川流量のダイナミズムの復元
- ・一層の水質改善への取り組みの推進
- ・流域の貯留浸透によるうるおいのある川
- ・流域の土砂管理による河床等の保全

(3) 水辺空間整備による 地域づくり、まちづくりの支援

- ・河川の歴史、文化を活かした整備
- ・良好な水辺拠点の整備
- ・水辺都市再生の推進

(4) 地域活性化や観光に資する施策

- ・景観に配慮した水辺整備
- ・火山地域等の観光地の安全の確保

(5) 環境学習への支援

- ・環境学習の場としての水辺の提供
- ・ホームページ等による情報提供

(6) 適正な河川利用の支援

- ・安全性確保のための市民団体等との連携
- ・河川利用者間の調整の支援

(7) 河川環境の整備、保全に関する 目標設定手法の開発

- ・目標に関する調査研究

「21世紀の土砂災害対策を考える懇談会」最終報告（案）の概要 < 急傾斜地崩壊対策事業分野を中心に >

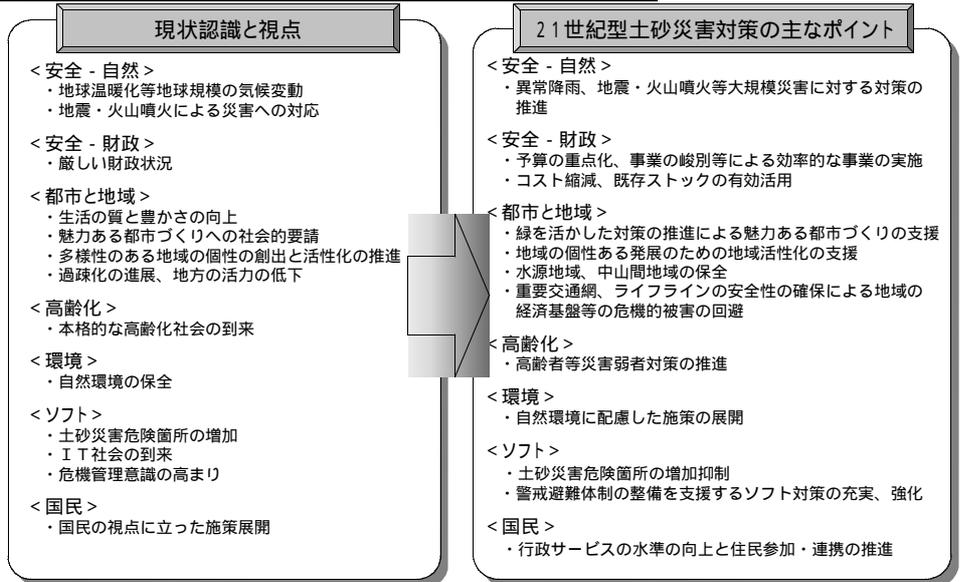
1. 「21世紀の土砂災害対策を考える懇談会」の開催経緯等

21世紀の安全で美しい国土づくりに向けて、土砂災害対策全般にわたり、今後の基本的政策の立案等に資するため、学識経験者や一般有識者等により構成される「21世紀の土砂災害対策を考える懇談会」（以下、懇談会という。）を平成14年4月より開催。平成14年12月に開催した第5回の懇談会において最終報告（案）を議論。

なお、中間報告に関しては、国土交通省本省及び地方整備局において、インターネット等を利用し、国民からの意見を聴取。

2. 懇談会最終報告（案）の概要< 急傾斜地崩壊対策事業関係 >

急傾斜地崩壊対策を含む土砂災害対策について、以下の主要な施策をもとに、総合的かつ計画的に推進する。なお、以下の施策を推進する上で、事業効果について、可能な限りアウトカム指標等で表現することにより、わかりやすい事業の説明に努める。



安全・安心の確保

頻発する土砂災害から国民の生命・財産を保護するため、事業箇所の重点化・優先度に関する検討等を図り、土砂災害対策を計画的に推進し、事業効果の早期発現に努める。また、新技術・新工法の開発等によるコスト縮減の推進等により、質の高い効率的な事業を展開する。

魅力ある都市と個性ある地方のまちづくりの支援

都市や地域の有する歴史・文化等に配慮した対策や観光産業等地域の産業基盤等の安全を確保する上で必要な対策を推進する。

誰もが安心して暮らせる生活の実現

土砂災害の犠牲となりやすい高齢者等災害弱者に配慮した対策を推進し、高齢者等が安全に暮らせる生活の実現を図る。

豊かな環境の社会の実現

緑を活かした事業を展開し、緑の連続性を確保し、生活空間における良好な自然環境・景観の維持・保全を図る。

ソフト対策の充実、強化による総合的な土砂災害対策の推進

施設整備にあわせ、土砂災害防止法等に基づき土砂災害危険箇所の増加抑制、及び行政と住民との双方向性を確保した迅速な情報提供、警戒避難体制の整備等のソフト対策を推進する。

住民参加・連携の推進

関係機関のみならず、地域社会、市民団体と連携した効率的な事業の展開を推進する。また、広報活動・等を通じ、土砂災害に対する意識の高揚を図る。

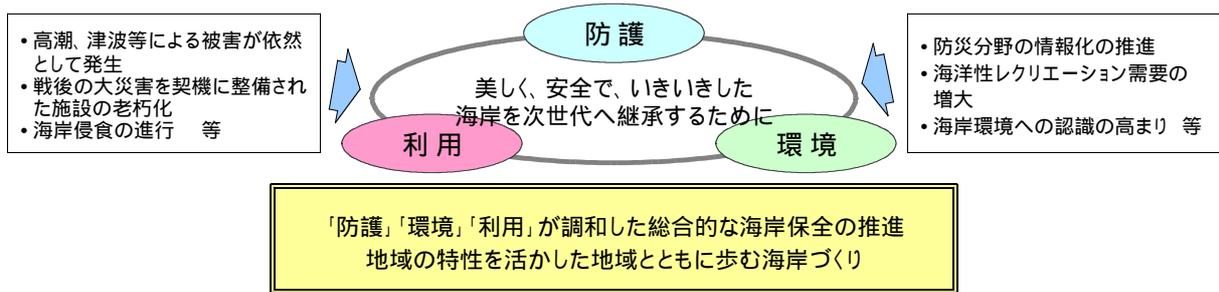
3. 今後のスケジュール

第5回の懇談会で頂いたご意見等を踏まえ、平成15年1月中を目途に懇談会の提言としてとりまとめる予定。

中期的な展望に立った新しい海岸保全の進め方検討会 中間とりまとめ(概要)

1. 海岸保全の課題、新たな時代の要請

改正海岸法に基づき策定された「海岸保全基本方針」の『美しく、安全で、いきいきした海岸』を基本的な理念として、災害からの海岸の防護、海岸環境の整備と保全及び海岸の適正な利用を図り、これらが調和するよう総合的な海岸の保全を進める。



2. 主要な施策

海岸保全の課題や新たな時代の要請に答えていくため、国と地方の適切な役割分担の下、地域住民等多様な主体と連携しつつ、以下の政策目標を可能な限りアウトカム指標で表現し、主要な施策を実施する。

政策目標[アウトカム]	政策目標の実現のための方策	
人々は、津波、高潮、波浪、侵食などによる生命・財産・生活に関する被害が軽減される。	(1) 津波、高潮、波浪に対する防護のために必要な施設により、生命・財産についての所要の安全性が確保される。	<ul style="list-style-type: none"> 未整備地区における海岸保全施設の新設整備 機能が不足する海岸保全施設の効果的な整備 水門等の機能の高度化
	(2) 必要な情報が公開・伝達されており、住民・海岸利用者は被災を軽減するための適切な行動をとることができる。	<ul style="list-style-type: none"> ハード・ソフト一体となった総合的な防災機能の強化
	(3) 侵食に対する防護が行われ、貴重な国土が保全される。	<ul style="list-style-type: none"> 広域的な観点に立った総合的な侵食対策
	(4) 大規模な地震にも耐えて機能を保持する施設により、生命・財産について所要の安全性が確保される。	<ul style="list-style-type: none"> 海岸保全施設の耐震化 ゼロメートル地帯の海岸保全施設の耐震化
人々は、人の暮らしと自然環境が調和した豊かで美しい海岸環境を享受し、それを後世に伝えることができる。	(5) 海岸が持つべき豊かで美しい環境が保全・回復される。	<ul style="list-style-type: none"> 砂浜の保全・回復 白砂青松等の海岸の保全対策 動植物が生息生育する環境の保全・回復
	(6) 海辺に親しめる環境が充実し、住民の日常生活に潤いを感じられる。	<ul style="list-style-type: none"> 親水性を向上させる安全性を持った海岸保全施設の整備 海岸のバリアフリー対策 地域住民等による環境や利用の向上に資する活動の奨励
	(7) レジャー、スポーツ、自然体験等、多様な海岸利用を楽しむ場が充実する。	<ul style="list-style-type: none"> 海岸・海浜の利用を高める施設の整備

：「所要の安全が確保」されているとは、各地域において、信頼できる実測値や近傍隣地等で気象及び海象の諸条件が類似した箇所の実測値または気象資料等に基づく推算値等により、適切に想定、推算した計画外力に対する安全が確保されていることをいう。

：政策目標の実現に国が主体的な役割を果たすもの、
：政策目標の実現に、国と地方が一体となって取り組むもの、
：政策目標の実現に、地方が主体的な役割を果たすものを表している。

3. 今後のスケジュール

海岸省庁共同で、学識者等からなる「中期的な展望に立った新しい海岸保全の進め方検討会」を4回開催し、基本的に了承されたので、本年2月を目途に検討会報告としてとりまとめる予定である。